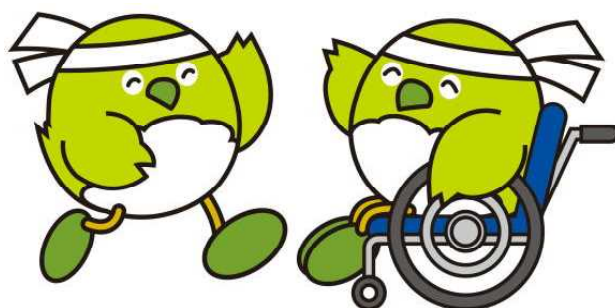


第三次 大分県特別支援教育 推進計画（案）



平成29年11月

大分県教育委員会

目 次

はじめに

第 1 章 第三次大分県特別支援教育推進計画の策定にあたって

- 1 第三次大分県特別支援教育推進計画策定の必要性 (1)
- 2 第三次推進計画の基本方針 (2)
- 3 第三次推進計画の期間 (2)

第 2 章 第三次大分県特別支援教育推進計画

- I 障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備
 - 1 幼稚園、小・中学校等、高等学校 (3)
 - (1) 現状と課題
 - (2) 今後の計画
 - 2 特別支援学校 (6)
 - (1) 現状と課題
 - (2) 今後の計画
 - 3 特別支援教育ネットワークの構築 (11)
 - (1) 現状と課題
 - (2) 今後の計画
- II 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上
 - 1 多様な障がいへの対応 (12)
 - (1) 現状と課題
 - (2) 今後の計画
 - 2 全ての教職員が学べる機会の確保 (20)
 - (1) 現状と課題
 - (2) 今後の計画

はじめに

これまで、大分県の特別支援教育は、平成25年2月に策定された「第二次大分県特別支援教育推進計画」により、県立特別支援学校在籍者数の増加や公立小中学校の通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒への対応などの課題解決に向けて取組を進め、中津支援学校の新設など一定の成果を収めてきました。

現計画は、本年度で最終年度を迎えますが、県立特別支援学校では、在籍する幼児児童生徒数の増加に伴う教育環境整備、特別支援学校卒業生一人一人が望む進路実現などが、新たな課題となっています。

現計画の期間中には「障害者の権利に関する条約」が批准され、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、障がいのある子どもたちを取り巻く環境は大きく変化してきています。

こうしたことから、平成29年4月、現計画の課題や成果の検証と今後の特別支援教育の在り方の検討について、学識経験者や保護者代表、障がい者団体代表等の24名の委員からなる「第三次大分県特別支援教育推進計画検討委員会」に諮問いたしました。その結果、現状と課題を踏まえた一定の方向性が「大分県における今後の特別支援教育の在り方【報告書】」としてまとめ、平成29年11月に答申を受けました。

この答申をもとに、今後5箇年を期間とした第三次大分県特別支援教育推進計画（案）を策定いたしました。基本方針は「障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応える物的・質的環境を整え、インクルーシブ教育システムの構築をめざす」としています。

今後は、本計画により実効性のある取組を進め、大分県における特別支援教育のさらなる推進と充実を図り、障がいのある子どもたちの現在、そして将来がより豊かなものになるよう、子どもたちの夢をかなえる教育をめざします。

平成29年11月

大分県教育委員会

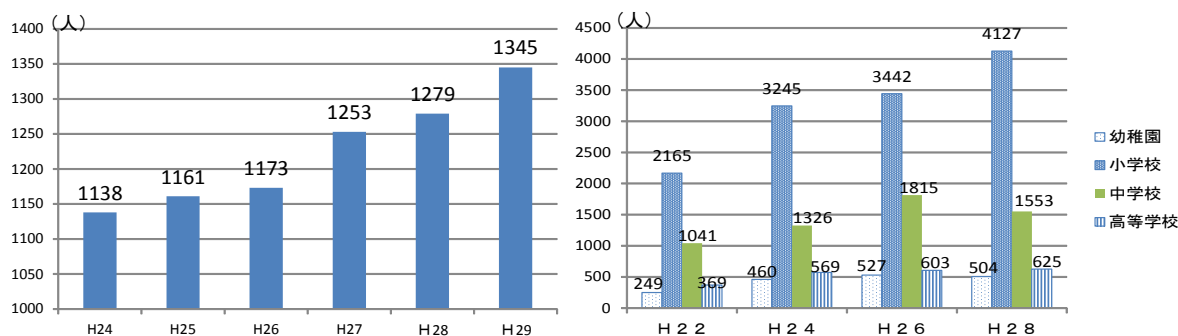
教育長 工藤利明

第1章 第三次大分県特別支援教育推進計画の策定にあたって

1 第三次大分県特別支援教育推進計画策定の必要性

(1) 大分県の特別支援教育に係る現状

平成20年に策定された大分県特別支援教育推進計画では、校名を養護学校から特別支援学校に変更し、平成25年2月に策定した第二次大分県特別支援教育推進計画（以下「現計画」という。）では、中津支援学校の新設や知的障がい特別支援学校への高等部設置、全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上、幼稚園、小中学校・義務教育学校（以下「小・中学校等」という。）、高等学校における特別支援教育体制の整備・充実等を実施してきました。



【図1：県立特別支援学校在籍の幼児児童生徒数】 【図2：通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある幼児児童生徒数】

その間、特別支援学校の在籍幼児児童生徒数は増加しており、大分市や別府市では教室不足が深刻化し、安全で適切な教育が危惧される現状があるなど県立特別支援学校の在り方を見直すことは喫緊の課題となっています。また、幼稚園、小・中学校等、高等学校では、特に通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある幼児児童生徒の増加に伴い、特別支援教育に関する教育内容の充実が求められています。

このような本県の特別支援教育の直面する課題を踏まえ、現計画が終了する平成29年度以降も計画的に施策を講じる必要があることから、平成30年度を起点とする第三次大分県特別支援教育推進計画（以下「第三次推進計画」という。）を策定することとしました。

(2) 国の動き

平成26年1月に「障害者の権利に関する条約^{*1}」が批准され、平成28年4月1日には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。学校教育においては、障がいのある子どものニーズに応じ、適切な合理的配慮^{*2}の提供がなされるよう体制の整備が求められています。

また、平成25年9月には、学校教育法施行令の一部改正により、「第22条の3に規定する障害の程度^{*3}」に該当する子どもの就学先決定の仕組みが改められました。これにより、柔軟な転入学が可能となり、「通常の学級」「通級による指導の教室^{*4}」「特別支援学級」「特別支

*1 すべての障がい者が人権や基本的自由を完全に享有するための措置について定めた国際条約。

*2 障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行なわれる配慮。学校・公共施設のバリアフリー化など過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

*3 特別支援学校への就学基準となる障がいの程度。巻末資料参照。

*4 小・中学校等の通常の学級に在籍し、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を特別の場で行う「通級による指導」を行う指導の場。

援学校」といった連続性のある「多様な学びの場」をさらに充実することが求められるようになりました。特別支援教育は、「共生社会の形成^{*5}に向けたインクルーシブ教育システムの構築^{*6}」に向かっており、可能な限り共に学ぶことができるようにすることを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で最も確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

(3) 第三次大分県特別支援教育推進計画検討委員会の答申

県教育委員会では、本県の特別支援教育の現状と課題を踏まえた今後の特別支援教育の在り方について総合的に検討するために、第三次大分県特別支援教育推進計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を平成29年4月に設置しました。検討委員会では、特別支援学校の在籍幼児児童生徒数や幼稚園、小・中学校等、高等学校での支援を必要とする子どもたちの増加などにより、本県が直面している現状と課題を多面的な視点から分析し、具体的な方策につながる議論が活発になされました。

審議結果は「大分県における今後の特別支援教育の在り方【報告書】」としてまとめられ、平成29年11月に答申を受けました。

この答申では、第三次推進計画の基本方針について「障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応える物的・質的環境を整え、インクルーシブ教育システムの構築をめざす」とされました。

2 第三次推進計画の基本方針

県教育委員会では、本県の特別支援教育に係る現状や国の動きを踏まえ、検討委員会の答申をもとに、第三次推進計画の基本方針と方策の柱を次のとおりとします。

【基本方針】

障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応える物的・質的環境を整え、インクルーシブ教育システムの構築をめざす

【方策の柱】

- I 障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備
- II 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上

3 第三次推進計画の期間

第三次推進計画の期間は、特別支援教育を取り巻く状況の変化が大きな時期であることを踏まえ、平成30年度から平成34年度までの5箇年とします。

なお、3年目を迎える平成32年度に中間評価を実施し、必要に応じて計画の見直し・修正を行います。

*5 十分に社会参加できる環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

*6 人間の多様性の尊重の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を最大限まで発達させることを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

第2章 第三次大分県特別支援教育推進計画

I 障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備

1 幼稚園、小・中学校等、高等学校

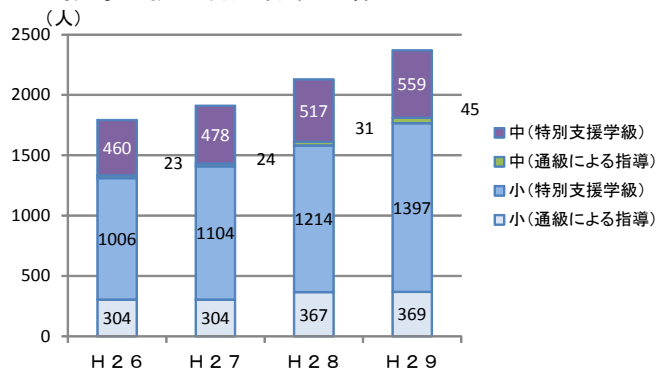
(1) 現状と課題

ア 幼稚園、小・中学校等

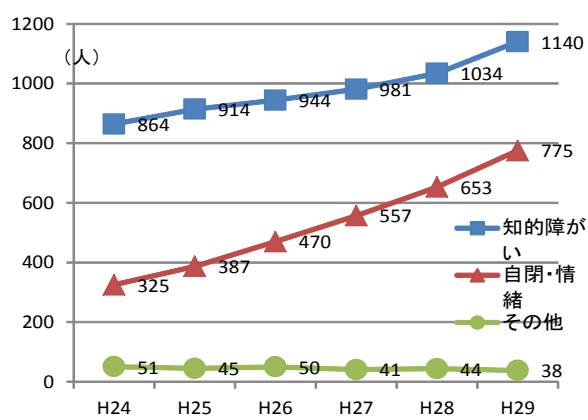
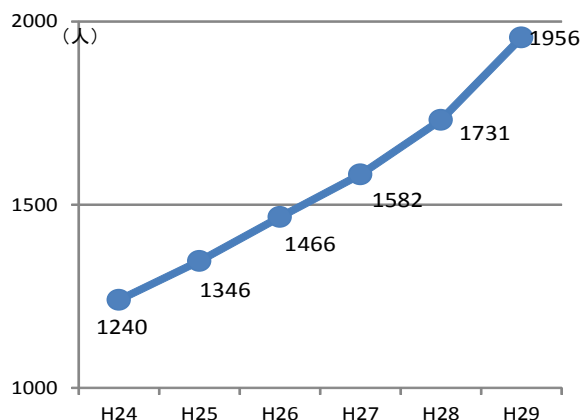
(ア) 特別支援学級在籍者数・通級による指導の教室利用者の増加

特別支援学級の在籍者、通級による指導の教室の利用者ともに増加の傾向にあり、本県では、平成23年度から5箇年計画で、特別支援学級を200学級増設してきました。

特に、対象となる障がい種別の中でも、自閉症・情緒障がいの特別支援学級の増加が顕著です。



【図3：特別支援学級在籍・通級による指導の教室利用の児童生徒数】



【図4：特別支援学級の在籍者数（小・中学校等）】 【図5：特別支援学級種別の在籍者数（小・中学校等）】

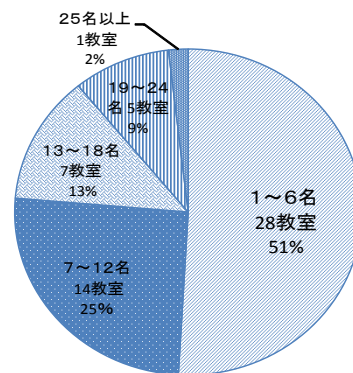
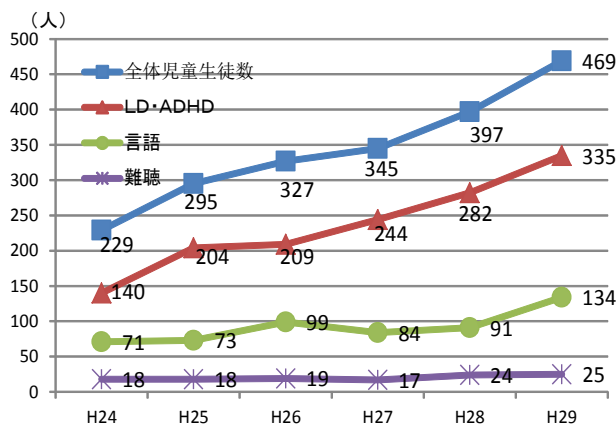
通級による指導の教室を利用する児童生徒は、年々増加してきており、特に自閉症スペクトラム障がい^{*7}、学習障がい^{*8}（Learning Disabilities 以下「LD」という。）又は注意欠陥多動性障がい^{*9}（Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder 以下「ADHD」という。）などの発達障がい^{*10}の児童生徒を対象とした通級による指導の教室の利用者が多くなっています。

*7 相互的な対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい、興味や行動の偏り（こだわり）の3つが特徴として現れ、自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障がいが含まれる。

*8 全般的な知的発達には問題がないのに、読む、書く、計算するなど特定の事柄のみが難しい状態。

*9 発達年齢に見合わない多動・衝動性、あるいは不注意、またはその両方の症状が、7歳までに現れ、学童期の子どもには3～7%存在し、男性は女性より数倍多いと報告されている。

*10 生まれつきの脳機能障がいにより発達に凸凹が生じるもので、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、学習障がい(LD)、チック障がいなどが含まれる。適切な教育により、社会へ適応することができる。



【図6：通級による指導を受ける児童生徒数の推移】

【図7：「通級による指導の教室」利用者数の状況】

平成29年度の通級による指導の教室の利用状況は、1教室あたり7.1人であり、国の基礎定数（13人に1名の教員）を下回っています。教室ごとの利用者数は、1～26人とばらつきが大きいという現状があります。さらに、本県では、他校通級を行うための公共交通機関による通学が困難なこともあり、自校通級が全体の約86%となっています。

【在学する学校で指導を受ける自校通級利用者：336名】

【他の学校に定期的に通級し指導を受ける他校通級利用者：54名】

(イ) 特別支援学級・通級による指導の教室担当者の専門性

	H25	H26	H27	H28	H29
特別支援学級	58.0%	60.8%	57.1%	54.8%	53.6%
通級指導教室	55.8%	66.7%	60.4%	55.4%	57.1%

【表1：特別支援教育の経験3年未満の教員の割合】

特別支援学級や通級による指導の教室を担当する教員の半数以上が特別支援教育の経験が3年未満という状況が続いています。

特別支援学級、通級による指導の教室の担当者は、小・中学校等の学校長により決定

されることから管理職の理解を深めることが課題であると考えられます。

イ 高等学校

「平成28年度特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の実態調査」（県教育委員会実施）によると、公立高等学校では、何らかの困り（発達障がい診断のある生徒を含む）のある生徒が5.3%程度在籍していました。

また、中学校で特別支援学級等に在籍していた生徒の50%程度が毎年、高等学校へ進学しています。

項目	H26	H27	H28
在籍生徒数	8,805人	8,786人	8,943人
困りのある生徒数	455人(5.16%)	調査未実施	476人(5.32%)
入学選考合格者数	2,867人	2,930人	3,006人
通級による指導の教室からの合格者数	(1人)	4人	4人
特別支援学級からの合格者数	(23人)	40人	50人

【表2：公立高等学校の在籍状況】

	私立高校	公立高校	特別支援学校高等部	就職	社会福祉施設等	その他	計
平成28年度卒業生	47人 (26.1%)	44人 (24.4%)	84人 (46.6%)	1人 (0.6%)	1人 (0.6%)	3人 (1.7%)	180人

【表3：平成28年度中学校特別支援学級卒業生の進路状況】

社会的自立の直前の高等学校には、発達障がい等による困りのある生徒や、特別支援学級の在籍経験のある障がいのある生徒が在籍しており、適切な特別支援教育を提供することが喫緊の課題であり、就労・進学後の社会不適応等が懸念されます。

(2) 今後の計画

◆課題1 特別支援学級・通級による指導の教室の在り方

インクルーシブ教育システムの構築に向け、地域の実情に応じた通級による指導の教室の増設等を含めた特別な教育を行う場の在り方を検討し、充実した「学びの場」を整備します。

- 地域のニーズに応じた特別支援学級、通級による指導の教室設置
- 他校通級による指導を活用できる環境の整備

◆課題2 管理職の特別支援教育への意識向上

本庁関係指導課と教育事務所との連携のもと、小・中学校等の管理職や授業改善等の助言を行う機会が多い指導主事が、特別支援教育の視点からの学校運営及び授業改善の必要性や重要性への認識を深めることができるような働きかけを工夫します。

- 管理職や管理主事への専門的研修の実施
- 県教育委員会及び市町村教育委員会指導主事の特別支援教育に関する研修の実施

◆課題3 公立高等学校における特別支援教育の推進

特別な教育課程や支援を必要とする生徒が在籍する高等学校への通級による指導の教室設置や、特別支援教育支援員の配置などを具体的に検討します。

- 合理的配慮提供の徹底
- 特別支援教育支援員の配置の促進
- 必要な学校への「通級による指導の教室」設置の促進

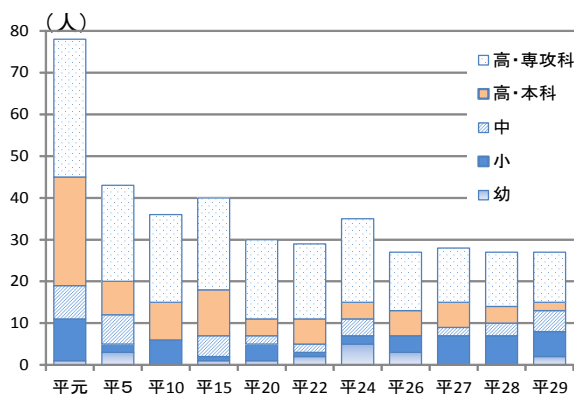
2 特別支援学校

(1) 現状と課題

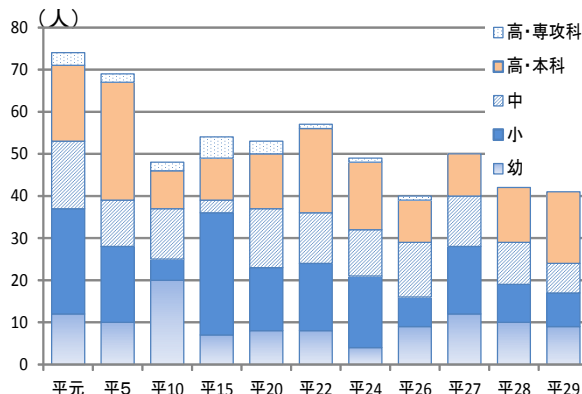
ア 障がいの状態に応じた安全・安心な施設設備の充実

(ア) 視覚障がい者・聴覚障がい者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

平成元年当時は、両校とも80名近い子どもが在籍していましたが、近年、県立盲学校は30名程度、県立聾学校は40名から50名程度の在籍者数で推移しています。



【図8：県立盲学校在籍者の推移】



【図9：県立聾学校在籍者の推移】

県立盲学校、県立聾学校は、それぞれ、県内で唯一視覚障がい者・聴覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校であり、視覚障がい者・聴覚障がい者に対する教育のセンター的機能を担う機関として貴重な存在です。

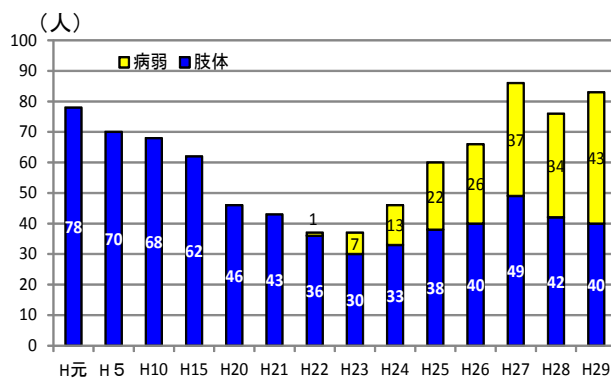
その一方で、県立盲学校では平成16年度以降改修は行われておらず、県立聾学校でも近年は、普通教室棟以外の改修は行われていません。そのため、盲導鈴^{*11}や聴覚障がい者の情報保障のための視覚支援用モニター等、最新の設備はなく、センター的機能を果たすには、施設・設備の老朽化と不備が目立ちます。

(イ) 肢体不自由者・病弱者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

別府支援学校本校は、平成20年3月に策定した「大分県特別支援教育推進計画」に基づいて、家庭から通学できる病弱児も教育の対象に加え、平成22年度より受け入れを開始しました。

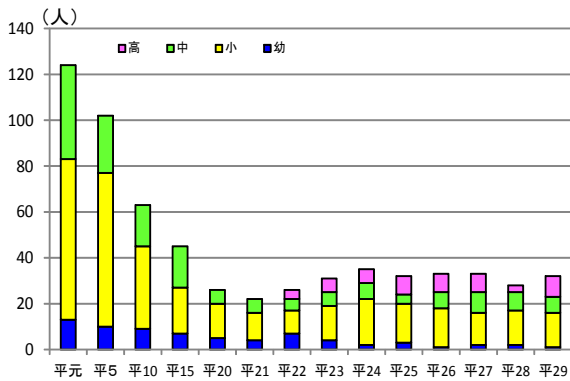
このことにより、肢体不自由児、病弱児ともに増加してきており、肢体不自由教育専門の学校機能に加えて、近年増加している精神疾患のある児童生徒の態に応じたきめ細かな指導や支援を求められる学校となっています。

そのため、医療の立場から、多様な専門的助言や援助に関する対策も必要となりました。

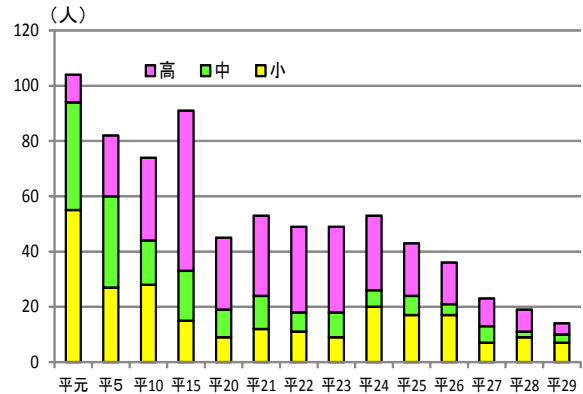


【図10：別府支援学校本校在籍者の推移】

*11 視覚障がい者が安全に通行できるよう、建物の出入口や階段などの付近で鳴らす音。また、そのための装置。



【図11：別府支援学校鶴見校在籍者の推移】



【図12：別府支援学校石垣原校在籍者の推移】

昭和50年代はそれぞれ140名程度であった鶴見校、石垣原校の在籍者数は徐々に減少し、別府支援学校本校と鶴見校・石垣原校では、在籍者数の差が著しくなっています。

鶴見校、石垣原校ともに総学級数の減少に伴い、常時使用することがない普通教室が増え、子ども同士の関わりが少なく、学習活動の活性化という課題が顕在化してきました。

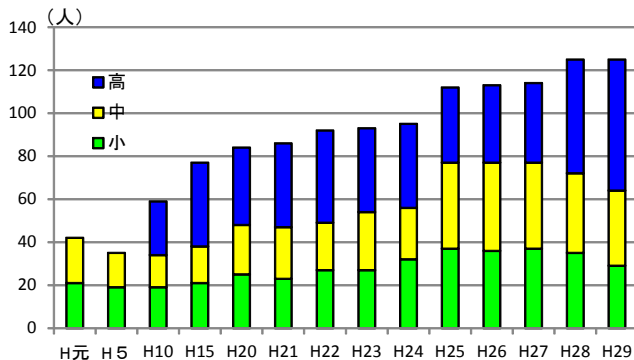
さらに、鶴見校で約9割、石垣原校で約7割の児童生徒が、複数の障がい併せ有しており、重複障がい学級に在籍していますが、室内空調管理のできる施設設備やオストメイト^{*12}対応トイレなど、障がいの状況に応じた設備が整わず、校舎の老朽化も進み、改善の必要性が多方面から指摘されています。

イ 知的障がいのある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教室不足解消

(ア) 別府市内

別府市内には、知的障がい特別支援学校として、南石垣支援学校が設置されています。

南石垣支援学校では、高等部設置以降、在籍者数が徐々に増加しており、平成29年度は小学部29名、中学部35名、高等部61名の計125名が在籍しています。



【図13：南石垣支援学校在籍者数の推移】

現在の在籍者数、学級数は、大分市内の新生支援学校、大分支援学校に次ぐ県内3番目となっています。

しかし、運動場の敷地面積、体育館の床面積ともに知的障がい特別支援学校の中で最も狭く、高等部生徒の保健体育科の授業や、全校児童生徒による運動会の実施の際は、身体接触などによる事故の回避という安全面が優先となり、十分な活動が保障できていない現状があります。

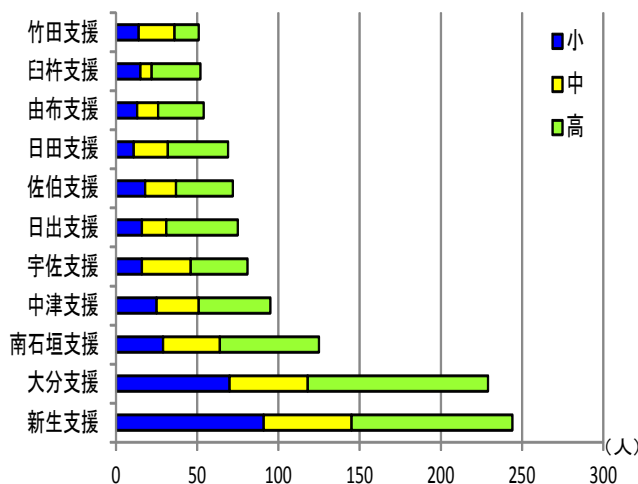
これまで制限されてきた保健体育科で扱う種目に広がりをもたせて運動能力の調和的な向上を図ることや一般就労^{*13}をするために必要な要件の一つである体力の向上を意図した教育活動を展開すること、また、卒業後の余暇活動にもつながる活動の提供のための施設設備の充実などが課題です。

*12 様々な病気や障がいなどが原因で、腹壁に造られた便や尿の排泄口のことを「人工肛門・人工膀胱」(ストーマ)という。ストーマを持っている人のこと「オストメイト」と呼ぶ。

*13 障がい者の就労の形態の一つ。一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労することをいう。

(イ) 大分市内

大分市内には、知的障がい特別支援学校として、新生支援学校、大分支援学校の2校が設置されており、この2校の在籍者数は、県内でも突出して多くなっています。



【図14：知的障がい特別支援学校の在籍者数（H29）】

一人あたりの校舎面積が最大の臼杵支援学校と比較し、新生支援学校は27.6%、大分支援学校は26.7%であり、両校とも教室不足の状況が続いており、普通教室を間仕切って複数の学級を置いたり、教材保管室や更衣室などを整えて学習場所として使用したりと応急措置として対応している状況です。

	校舎建延面積 (㎡)	運動場面積 (㎡)	体育館面積 (㎡)
宇佐支援	4,791	3,185	1,814
	56.4㎡/人	37.5㎡/人	21.3㎡/人
中津支援	8,373	16,383	1,432
	96.2㎡/人	188.7㎡/人	16.5㎡/人
日出支援	3,671	7,192	679
	47.7㎡/人	93.4㎡/人	8.8㎡/人
南石垣支援	6,232	2,250	330
	49.9㎡/人	18㎡/人	2.6㎡/人
由布支援	2,659	3,655	440
	50.2㎡/人	69㎡/人	8.3㎡/人
新生支援	7,154	4,343	1,194
	31.2㎡/人	19㎡/人	5.2㎡/人
大分支援	6,266	2,796	540
	30.3㎡/人	13.5㎡/人	2.6㎡/人
臼杵支援	5,492	6,008	575
	112.1㎡/人	122.6㎡/人	47.7㎡/人
佐伯支援	3,026	3,130	557
	61.8㎡/人	49.7㎡/人	8.8㎡/人
竹田支援	4,276	5,195	399
	87.3㎡/人	106㎡/人	8.1㎡/人
日田支援	5,848	3,950	540
	92.8㎡/人	62.7㎡/人	8.6㎡/人

【表4：知的障がい特別支援学校の校舎等面積】

また、新生支援学校は、重複障がいのある児童生徒数も多くなっています。

そのため、車いす等を利用する肢体不自由のある児童生徒も多く、車いす同士が衝突不安のないゆとりある学習スペースを確保する必要があります。

児童生徒が安全で、ゆとりがあり、多様な障がいの状態に応じた教育活動が展開できる環境の確保が課題です。

(人)

	宇佐	中津	日出	南石垣	由布	新生	大分	臼杵	佐伯	竹田	日田	合計
全体	81	95	75	125	54	244	229	52	72	51	69	1147
重複障がいのある児童生徒数	21	25	15	15	7	71	34	15	17	8	21	249

【表5：知的障がい特別支援学校の在籍者数と重複障がいのある児童生徒数（H29）】

ウ 新たな教育環境（高等特別支援学校^{*14}）の整備

特別支援学校高等部では、知的障がいの程度が軽度、重度、又は障がいが重複している生徒が在籍しており、卒業後の社会参加や職業自立に向けた多様な教育的ニーズへの対応が求められています。

*14 高等部単独の特別支援学校。知的障がいの高等特別支援学校の場合、職業自立・社会自立ができる生徒の育成をめざし、工業、商業、家政等の職業教育に重点を置いたカリキュラムを編成して専門的な教育を行う。

表6は、知的障がい特別支援学校高等部の入学前の在籍校について、各年度の内訳を表したのですが、この表から分かるように、中学校（特別支援学級、通常の学級）から入学する生徒数が増えています。

入学前の在籍／年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
特別支援学校中学部	64	75	82	87	78	80	76	91	89	97
特別支援学級	46	45	48	40	46	55	53	84	77	82
通常の学級	8	7	10	14	12	12	14	5	8	9
計	118	127	140	141	136	147	143	180	174	188

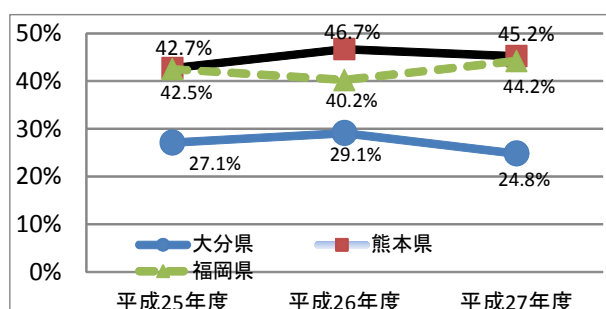
【表6：知的障がい特別支援学校高等部入学者の前籍校の内訳】

また、中学校からの入学者は比較的、知的障がいの程度が軽度であり、半数以上は高等部卒業後に一般就労をしています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
高等部卒業後に一般就労した人数(a)	29人	34人	37人
(a)の内、前籍校が中学校の人数(b)	17人	23人	25人
(a)に占める(b)の割合	58.6%	67.6%	67.6%

【表7：一般就労した者の内、中学校出身者の占める割合】

九州では熊本県や福岡県が高等部卒業後の一般就労をする者の割合が非常に高くなっています。この2県では、軽度の知的障がいのある生徒を対象として、専門的な職業教育等を行う高等特別支援学校を設置しており、希望する企業や事業所への就労につなげる職業教育が行われています。



【図15：九州県内における一般就労率（知的障がい）】

本県においても、今後、一般就労を希望する生徒の増加が予想される中、一人一人の職業能力向上を図り、希望に応じた進路達成をめざすため、高等特別支援学校の新設に向けた具体的検討が必要です。

エ その他（給食施設の整備）

特別支援学校の給食では、アレルギーや食事制限への対応に加え、子どもたちの実態に応じて、食べやすく刻んだり、とろみをつけたりするなどの細かい配慮を要します。

現在、県立特別支援学校16校のうち、9校が給食調理場を有し、「自校式給食^{*15}」を実施していますが、実施されていない特別支援学校の保護者からは、「自校式給食」を望む意見が多く寄せられています。「自校式給食」は、温かい給食を食べることができる、個々の摂食方法に応じた対応が容易にできるなどのメリットがありますが、調理室などの施設整備の増設が必要となります。

特別支援学校において安全・安心な食事環境を提供できる給食施設の在り方について検討することが必要と考えます。

*15 給食を学校内で調理・提供する学校給食の供給形態。

(2) 今後の計画

ア 盲学校・聾学校・別府支援学校本校・鶴見校・石垣原校

◆課題1 盲学校・聾学校・別府支援学校本校・鶴見校・石垣原校における障がい種ごとの教育の充実を見据えた適切な再編整備

本県の特別支援学校の教育の一層の充実に留意し、医療療育機関併設校ならではの利点を活かすことや、それぞれの障がい種ごとの専門性の継承を考慮した各学校の再編整備を行います。

- 盲学校と聾学校を同一敷地内に併置し、障がいの特性から別運営とし、それぞれ最新の設備を備えた学校を設置
- 別府支援学校本校を廃止し、鶴見校と石垣原校は、鶴見校を肢体不自由児対象の特別支援学校、石垣原校を病弱児対象の特別支援学校のそれぞれ本校として設置

イ 知的障がい特別支援学校

◆課題2 知的障がい特別支援学校における運動場、体育館の狭さや教室不足解消のための再編整備

南石垣支援学校は「通学の利便性」「交流及び共同学習に取り組みやすい環境」などの利点を活かすこと、大分市内の2校（新生支援学校、大分支援学校）については、安全で適切な環境を確保することを最優先にした方策を講じます。

- 南石垣支援学校は、校舎建て替え等により十分な広さのある運動場、体育館を備えた学校へ整備
- 児童生徒数増加対策として、大分市内に知的障がい特別支援学校を新設

ウ 新たな教育環境

◆課題3 進路希望達成につながる教育を行う新たな教育環境の整備

知的障がいのある生徒の教育的ニーズに応じ、職業教育の充実と生徒一人一人の職業能力向上を図り、一般就労をめざす生徒の希望達成を図るための教育環境を整備します。

- 一般就労をめざす生徒の職業教育充実のために、高等特別支援学校を新設

エ その他

◆課題4 安全・安心な給食を提供できる環境

給食において、個々の摂食方法に応じた配慮のできる、安全・安心な食事環境となるよう検討を進めます。

- 安全・安心な給食を提供できる環境整備の検討

3 特別支援教育ネットワークの構築

(1) 現状と課題

ア 幼稚園、小・中学校等、高等学校における関係機関との連携

県内市町村教育委員会（18市町村）の内、9市町村が、関係機関との連携について「連絡調整の難しさ」や「情報共有にとどまっている」ことを課題としています。

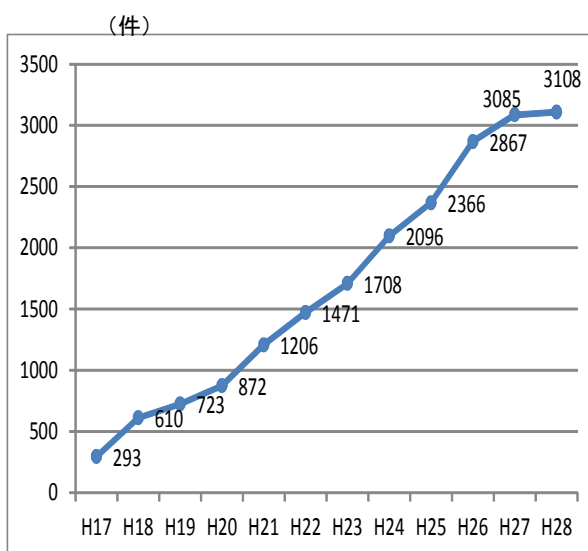
幼稚園、小・中学校等、高等学校において関係機関との連携の中心となる「特別支援教育コーディネーター^{*16}」は、県内全ての学校で指名されていますが、関係機関との連携を示した個別の教育支援計画の作成が困難であったり、子どもの実態把握や障がいに応じた指導に困難を感じ、個別の指導計画の作成に苦慮していたりする場合があります。

そのため、小・中学校等では、特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターに「指導方法に関すること」「家庭との連携に関すること」などの相談をしています。巡回相談件数の増加は、小・中学校等における特別支援教育のニーズが高まっていることの表れだと考えられますが、その内容は困難事案への対処に関するものが中心で、教育課程の見直しや個別の指導計画の作成までには至っていないケースが多く、サポートが必要です。

イ 特別支援学校における関係機関との連携

特別支援学校では、療育機関や医療機関などと幼児児童生徒の支援内容について、情報交換をしているケースが多く見受けられます。

しかし、不登校、非行、家庭的な問題の事例では、背景となる生育歴が複雑な幼児児童生徒が増加し、高度な専門的支援の必要性が高まっています。各学校においては、個別に関係機関との継続した相談支援が必要な場合があり、大きな課題となっています。



【図16：巡回相談の件数推移】

*16 特別な支援が必要な児童生徒への対応のため、医療機関や福祉機関と連携・協力をしたり、学校外の専門家による指導・助言を受けるなど児童生徒のニーズに応じた教育を展開していくための推進役としての役割ですべての校種で任命されている人。特に特別支援学校では、各学校の教員の専門性や施設・設備を活かし、地域における特別支援教育に関する相談のセンター的な機能を推進する役割がある。

(2) 今後の計画

◆課題1 幼稚園、小・中学校等、高等学校や特別支援学校における「チーム支援体制」の構築

障がいのある幼児児童生徒に対する特別支援教育の視点からの授業改善を進め、早期からの継続した支援を実現させるための方策を具体化します。

- 各市町村や県レベルでの保健・福祉主管課と協働した「チーム支援体制」の構築
- 教育事務所への「個別の指導計画作成等サポーター」（仮称）の配置
- 情報伝達（メール送受信）や情報共有（参考資料の共有）のためのワークシステムの整備

II 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上

1 多様な障がいへの対応

(1) 現状と課題

ア 幼稚園、小・中学校等、高等学校における多様な障がい

幼稚園、小・中学校等には、特別支援学校への就学基準となる障がいの程度に該当する幼児児童生徒（表8）から、診断はされていないが何らかの困りのある幼児児童生徒（表9）まで、多様な障がいのある子どもが在籍している現状があります。

その結果、担当する教員は障がい種別の特性を理解するとともに、障がいの程度に応じた様々な指導方法を検討することが求められます。

視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の子どもを教育する特別支援学校の指導内容とその指導方法に併せて、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が在籍しているという前提で、自閉症スペクトラム障がい、LD又はADHDなどの発達障がいへの理解と対応も必要です。

そして、多くの通常の学級において、教員に個別の指導計画を作成する力が求められ、特別支援学級や通級による指導では、保護者の了解を得つつ、関係機関と連携し、個別の教育支援計画を作成する能力と、保護者と合意形成した上で、より一層の合理的配慮の提供も求められます。

また、中学校等卒業後は、通常の学級から特別支援学校へ進学する生徒や、特別支援学級から特別支援学校、高等学校へと進学する場合があります、進路選択が多様化しています。

幼稚園、小学校段階から障がいの状況に応じた進路実現を意識した進路指導が重要です。

そのためには、障がい福祉サービスの利用を含め、様々な進路選択に対応できるよ

う必要な知識を身に付けておく必要があります。幼児児童生徒の担当教員はもちろんのこと進路指導に関わる教職員の専門性が求められます。

(人)

H28	視覚	聴覚	肢体	病弱	知的	重複
特別支援学級（小学校）	0	0	5	1	280	5
通級教室（小学校）	0	1	0	0	0	0
通常の学級（小学校）	0	1	3	0	2	0
特別支援学級（中学校）	0	1	2	0	109	5
通級教室（中学校）	0	0	0	0	0	0
通常の学級（中学校）	0	1	0	0	2	0

【表8：特別支援学校への就学基準の障がいの程度に該当する児童生徒の在籍状況】

(人)

H28	自閉症類	ADHD	LD	その他障がい	何らかの困り
幼稚園	61	26	1	45	266
小学校	356	241	42	98	4,125
中学校	121	114	22	46	1,553

【表9：通常の学級に在籍する児童生徒の障がいの状態】

(人)

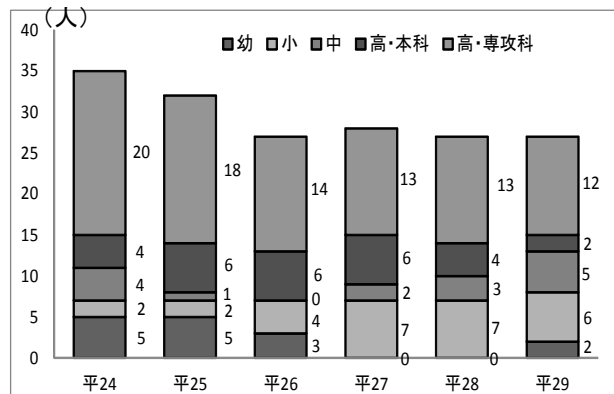
	H26	H27	H28	H29
①通常の学級 → 高等部	14	5	8	9
②特別支援学級 → 高等部	53	86	73	82
③特別支援学級 → 公立高等学校	23	24	27	44
④特別支援学級 → 私立高等学校		40	50	37
⑤通級教室 → 高等部	0	0	0	0
⑥通級教室 → 公立高等学校	1	2	0	3
⑦通級教室 → 私立高等学校		4	4	7

【表10：中学校卒業後の進路状況】

イ 視覚障がい

県立盲学校の在籍者数は全体的に減少してきており、特に幼稚部、小・中学部の在籍者数が少なく、高等部の本科・専攻科の在籍者数が多くなっています。

県立盲学校は、視覚障がいのある幼児児童生徒に対する専門的教育を行うとともに、県内全域を対象とした教育相談等とおして視覚障がいのある幼児児童生徒本人とその保護者、担当教員等への助言を行う役割も担っています。



【図17：県立盲学校の幼児児童生徒数の推移】

県内で唯一、視覚障がい児者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下「視覚特別支援学校」という。）である県立盲学校における平成28年度の相談件数は、巡回相談56件・来校相談97件と増加の傾向にあります。そして、小・中学校等では通常の学級に在籍している児童生徒の相談が全体の78.8%を占めている現状があります。

視覚障がいのある児童生徒の多くが通常の学級に在籍している現状から、小・中学校等の教員は、その障がい特性を理解し、個に応じた支援を適切に行うことが求められます。

また、視覚障がいに起因する特別なニーズへの対応には、視覚特別支援学校の実践によって培われてきた指導の専門性の活用が欠かせません。視覚障がいのある幼児児童生徒の学びの場として、幼稚園や小・中学校等の通常の学級における指導の専門性向上が必要です。

県立盲学校教員で特別支援学校教諭免許状の視覚障がい者に関する教育の領域の免許保有率（自立教科教諭免許状保有者を除く）は年々向上しているものの、5割弱にとどまっています。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
教諭数(人)	36	34	31	34	33	35
視覚障がい者に関する教育の領域の免許状保有者数(人)	7	9	8	10	10	11
保有率	28.0%	37.5%	38.1%	41.7%	43.5%	44.0%

【表11：盲学校における視覚障がい者に関する教育の領域の免許状保有率】
(自立教科教諭免許状保有者を除く)

視覚特別支援学校は、専門的な教育を提供するとともに、視覚障がいのある幼児児童生徒が、児童生徒会活動などの経験をとおして自主性・社会性などを学ぶことのできる大切な学びの場です。現在、視覚特別支援学校における視覚障がい児者に関する教育の領域の免許状保有率の低さや専門性を支える教員が極端に減少していることから、専門性の低下が懸念される状況は本県のみならず全国の視覚特別支援学校における大きな課題となっています。

県立盲学校は、本県の視覚障がい教育の拠点として、今後その教育内容の質の向上が必要であると考えられます。そのためには、専門性のある人材の確保と育成、個々の教員の教材・教具の開発力の向上が求められています。

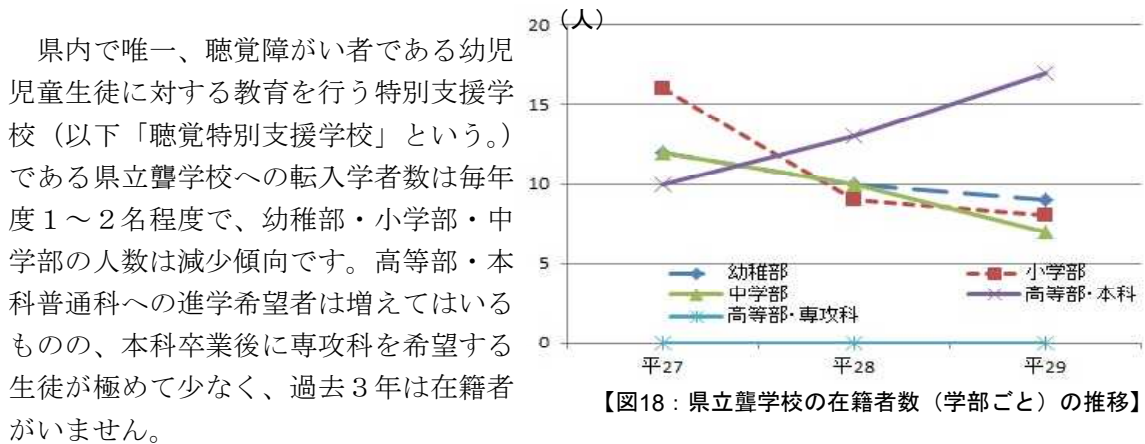
例えば、校内研究や個別の指導計画作成の核となる指導教諭^{*17}として視覚障がい教育の専門性の高い人材の配置を検討し、授業研究や校内研修の活性化を図ることが必要です。

*17 児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う教諭。

ウ 聴覚障がい

近年、医療機器の発達により聴覚に障がいのある子どもが人工内耳^{*18}を装着し、地域の小・中学校等への就学を希望することが増えてきています。本県では平成29年度、難聴学級が小学校に4学級、中学校に3学級設置されており、在籍者は小学校9名、中学校3名となっています。また、県立聾学校で実施している通級による指導を利用している児童生徒は、小学校13名、中学校10名（H29年9月1日現在）です。

県立聾学校における巡回・来校相談は、通常の学級に在籍している児童生徒に対する「指導方法」に関するものが最も多く、専門性のある指導を求めていることがわかります。



県立聾学校は、聴覚障がい児者に対する専門的教育を行うとともに、県内全域を対象とした教育活動をとおして聴覚障がいのある幼児児童生徒本人とその保護者、担当教員等への助言を行う役割も担っています。

県立聾学校教員の聴覚障がい者に関する教育の領域の免許状保有率は、この5年間で倍増していますが、全体の54.3%であり、高いとは言えない状況にあります。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
教諭数(人)	49	38	37	36	36	35
聴覚障がい者に関する教育の領域の免許状保有者(人)	12	11	15	13	17	19
保有率	24.5%	28.9%	40.5%	36.1%	47.2%	54.3%

【表12：聾学校における聴覚障がい者に関する教育の領域の免許状保有率】

県立聾学校の通級による指導を利用している児童生徒は、通常の学級に在籍しており、小・中学校等の教員には、聴覚障がいの特性を理解し、県立聾学校教員と連携した支援を適切に行うことが求められています。聴覚障がいに起因する特別なニーズへの対応には、聴覚特別支援学校の実践によって培われてきた指導の専門性の活用が必要となります。

そして、聴覚特別支援学校は、専門的な教育を行うという役割はもちろんのこと、聴覚障がいのある幼児児童生徒が、児童生徒会活動などの経験をとおして自主性・社会性などを学ぶことのできる大切な教育の場です。

このようなことから、県立聾学校は本県の聴覚障がい教育の拠点として充実を図り、個々の教員には、障がいの特性に応じることができる専門性を身に付けることが求められます。

そのため、県立盲学校と同様に指導教諭として、聴覚障がい教育の専門性の高い人材の配置などを検討し、授業研究や校内研修の活性化を図ることが必要です。

*18 手術で耳の奥などに埋め込む部分と、音をマイクで拾って耳内に埋め込んだ部分へ送る体外部からなり、音を電気信号に変えて、蝸牛の中に入れた刺激装置（電極）で直接聴神経を刺激する装置。現在最も普及している人工臓器の1つで、聴覚障がいがあり補聴器での装着効果が不十分である方に対する聴覚獲得法。

エ 肢体不自由

肢体不自由のある幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下「肢体不自由特別支援学校」という。）は、別府支援学校本校とその分校である鶴見校の2校です。

2校に在籍している肢体不自由の子どものうち、障がいがある子どもの割合は約1割で、重複した障がいのある子どもの割合が9割ととても高くなっています。

また、医療的ケア^{*19}を必要とする子どもが、平成29年度には17%程度在籍しており、医療との連携も欠かせない状況です。さらには、別府市以外の知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下「知的障がい特別支援学校」という。）にも、肢体不自由と知的障がいを併せ有する児童生徒が在籍しており、中には医療的ケアを必要とし、障がいの状態が重度である子どもが通学しているケースもあります。

	H29
肢体不自由特別支援学校の児童生徒数	115人
医療的ケアを必要とする児童生徒数	20人
医療的ケアを必要とする児童生徒の割合	17.4%

【表13：医療的ケアを必要とする子ども】
（別府支援学校本校・鶴見校）

肢体不自由特別支援学校である別府支援学校本校と鶴見校の2校における教員の特別支援学校免許状保有率は、80%を超えているものの、学部によってかなり差がみられます。

特に障がいの程度が重度であったり、重複していたりして、自立活動を主とした教育課程で学ぶ幼児児童生徒に対しては、自立活動の高度な専門性をもって教育にあたるのが求められていますが、自立活動教諭免許状を保有している教員はいません。自立活動の指導には、教員自身の専門的知識や技術に裏付けられた指導力と理学療法士^{*20}（Physical Therapist 以下「PT」という。）・作業療法士^{*21}（Occupational Therapist 以下「OT」という。）・言語聴覚士^{*22}（Speech-Language-Hearing Therapist 以下「ST」という。）などの専門家と連携して指導内容・方法の改善を図ることも必要です。

また、特別支援学校に在籍する肢体不自由の単一障がいの児童生徒には、肢体不自由の状態に応じた自立活動の指導とともに、大学進学等をめざした各教科の学習保障も重要です。

肢体不自由特別支援学校では、多岐にわたる教員の専門性の向上が課題となります。

一方、県内の小・中学校等に設置している肢体不自由の特別支援学級は、小学校9学級で12名在籍、中学校2学級で2名の在籍となっています。肢体不自由のある児童生徒は、例えば、手すりやスロープの設置などの適切な基礎的環境整備^{*23}や合理的配慮により、通常の学級への在籍が可能になる場合があります。小・中学校等においては、肢体不自由のある児童生徒へ合理的配慮が適切に提供できるよう、個々のニーズを的確につかむことが必要です。

*19 法律上に定義されている概念ではないが、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。

*20 厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする者。（理学療法：身体に障がいのある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えること）

*21 厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする者。（作業療法：身体又は精神に障がいのある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせること）

*22 厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障がいのある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行なうことを業とする者。

*23 障がいのある子どもに対する支援として、国・都道府県・市町村が、法令や財政措置によりそれぞれで行う合理的配慮の基礎となる教育環境整備のこと。基礎的環境整備の状況により合理的配慮は異なってくる。

オ 病弱

県内に設置している病弱の特別支援学級は、病院内に設置された学級が8割を占め、現在、小学校3学級で5名在籍、中学校2学級で在籍者はいない状況です。しかし、入院に伴う転学先として在籍者数の変動が頻繁にあり、入院した児童生徒の学習の場となっています。

病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下「病弱特別支援学校」という。）は、別府支援学校本校と分校である石垣原校の2校です。

近年、腎臓疾患や喘息などの疾患による在籍者は減少し、発達障がいによる二次障がいとして適応障がい、不安性障がい、心身症などの精神疾患関連の診断がある児童生徒が約4割を占め、特に高等部では約6割を占めています。

	小学部	中学部	高等部	合計
在籍児童生徒数（人）	26	20	51	97
精神疾患関連の診断のある児童生徒数（人）	3	6	29	38
精神疾患関連の診断のある児童生徒の割合	11.5%	30.0%	56.9%	39.2%

【表14：平成29年度精神疾患関連の診断のある児童生徒数と割合】
（別府支援学校本校・石垣原校）

また、病弱特別支援学校では、小・中・高等学校に準ずる教育課程で学んでいる「病弱」の児童生徒が約半数を占めています。その一方で、知的障がいと重複した障がいがあり、その障がいの状態が重度のため、各教科等を合わせた指導^{*24}や自立活動を中心とした教育で学ぶ児童生徒が4割程度の39.2%在籍しています。

病弱特別支援学校では、増加している精神疾患関連の診断がある児童生徒への対応が喫緊の課題です。生活リズムの乱れから学校を休みがちであったり、学習活動への意欲が低いなどの様子があり、学習が遅れた状態で地域の学校から転入学してくることも多くあります。このような場合には、教育の側面からだけでなく、医療面からのアプローチも必要です。

一部の教員だけが対象となる子どもへの指導を抱え込むのではなく、精神科医、スクールカウンセラー^{*25}やスクールソーシャルワーカー^{*26}等との連携も検討する必要があります。

また、肢体不自由の児童生徒と同様、障がいの状態に応じた自立活動の指導とともに、大学進学等をめざした各教科の学習保障が求められます。

一方で、障がいや重度であったり、重複したりしている場合、訪問教育^{*27}等の実施が必要になることも考えられます。そのような場合、児童生徒の経験を広げるためのタブレット型端末等のICT機器の活用など多様な学習方法の工夫も求められます。

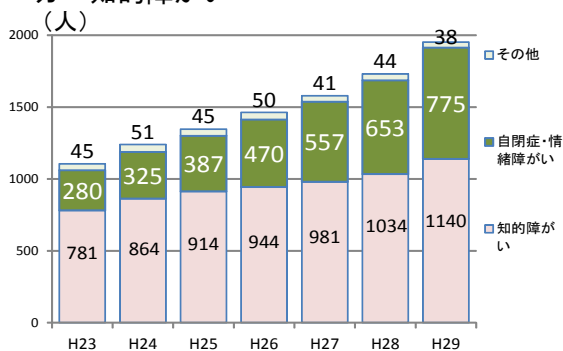
*24 各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて行う指導のこと。知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、この指導を行うことが効果的であることから、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されている。

*25 臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員など、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として、専門性を有した者。児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う。

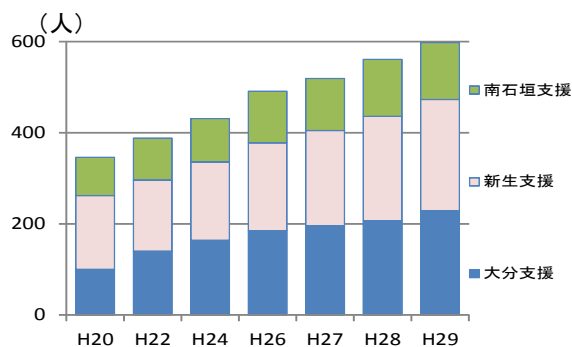
*26 社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

*27 障がいや重度または重複しているため、特別支援学校などへ通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、教員が児童生徒の居住している家庭・病院・施設等へ訪問して教育することをいう。

知的障がい



【図19：特別支援学級在籍者数の推移】



【図20：大分市・別府市の知的障がい特別支援学校在籍者数の推移】

県内に設置している知的障がいの特別支援学級は、小学校等219学級812名在籍、中学校等102学級328名在籍という状況です。特別支援学級を障がい種別に比較してみると知的障がいの特別支援学級数、在籍者数が最も多く、また年々増加している状況です。

小・中学校等の特別支援学級においては、比較的知的障がいの程度が軽度の児童生徒と特別支援学校への就学基準に該当する程度の児童生徒が同じ学級で学ぶ場合も考えられ、担当する教員には、学級経営、個別の指導計画作成から授業実践や関係機関との連携等に対する高い専門性やスキルが求められます。

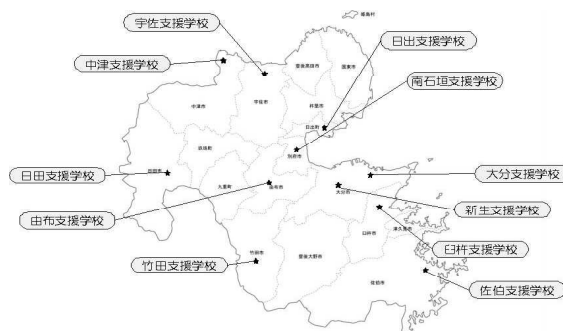
一方、県立の知的障がい特別支援学校は、県内に11校設置しています。

大分市や別府市の県立知的障がい特別支援学校では、児童生徒数が増加し、校舎の狭隘化等が課題となっています。

特に高等部段階から特別支援学校へ入学してくる生徒数は年々増加の傾向で、新入学者の入学前の在籍は、特別支援学校中学部と中学校の在籍者がほぼ同数となっています。

また、知的障がい特別支援学校では医療的ケアを必要とする児童生徒も増加しており、比較的障がいの程度が軽度な生徒から、多様な障がいの子どもたちが在籍している状況です。

多様なニーズに応え、適切な指導を行うために、個別の指導計画の質を向上させることが求められています。特に給食等の指導において、嚥下障がい等食べる機能に障がいのある児童生徒を指導する場合、食事の調理形態（ペースト食、刻み食、普通食等）や摂食指導の方法について、医師や専門家の診断や助言に基づいて行うことが重要です。



【図21：県立特別支援学校（知的障がい）の配置】

知的障がい特別支援学校の教育課程は、在籍児童生徒の実態、地域の状況などを踏まえて、各学校で作成されています。各校の教育課程を比較すると、例えば、小学部2年生、知的障がい単一障がいの児童の「国語」の年間授業時間数が105時間という学校と52.5時間という学校があるなど、指導の形態ごとの指導時間数が学校によってかなり差が見られます。

これは、教育課程の方針や時数配当の根拠などが明確でなく、改善の視点が共有しにくいことが原因と思われます。

特別支援学校では、カリキュラム・マネジメント^{*28}の3つの側面の中でも特に、教育目標を実現するために学習指導要領に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していくという側面の確立が課題と言えます。

(2) 今後の計画

◆課題1 外部人材の活用による、幼稚園、小・中学校等、高等学校における障がいのある幼児児童生徒への対応の強化

P T、O T等の専門家等とのネットワーク構築により、各分野における専門性の高い外部人材を活用した授業研究会の実施など効果的な専門性向上をめざします。

○外部人材を活用した授業研究会や校内委員会などの実施を推進

◆課題2 特別支援学校教諭免許状の保有率向上

[特別支援学校]

専門性の担保のためには、特別支援学校教諭免許状保有率は、100%となるべきと考えます。また、それぞれの障がい種の専門性担保のためには、該当する障がい種の免許状保有率の向上が必要です。

- 特別支援学校教諭免許状を未取得の教諭は、原則、特別支援学校在勤2年以内に取得
- 盲学校、聾学校に勤務する場合、原則、視覚障がい・聴覚障がいそれぞれの関係教育領域の免許状を取得

[小・中学校等]

特別支援教育の専門性は、これからの学校教育を担う教員に求められる資質であると考えます。特に特別支援学級担任や通級による指導の教室担当者の特別支援学校教諭免許状保有率を向上させることが必要です。

- 特別支援学級担任、通級による指導の教室担当者の特別支援学校教諭免許状保有率向上に向けた市町村教育委員会と連携した取組の検討

*28 中教審答申では「子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していくこと」と示されている。

◆課題3 特別支援学校における医療機関との連携の充実

今後、増加していくことが予想される医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への対応については、これまで以上に充実した医療機関との連携を図ります。

○指導看護師配置の検討

◆課題4 特別支援学校における「個別の指導計画」の充実と活用のさらなる推進

授業研究会や校内研修の質を向上させ、一人一人に応じた教育の充実のために、より専門的な視点に基づいた個別の指導計画の作成をめざします。

- 各障がい種の専門性のある指導教諭の配置によるOJT^{*29}の実施
- 「自立活動」の個別の指導計画作成段階からの外部専門家との連携強化
- 摂食指導等の専門家による授業観察や授業改善への支援

◆課題5 特別支援学校におけるカリキュラム・マネジメント

明確で根拠のある社会に開かれた教育課程の作成を促し、学部や学年間で一貫性のある指導を継続できる教育課程編成のための組織的なPDCAサイクルを確立させます。

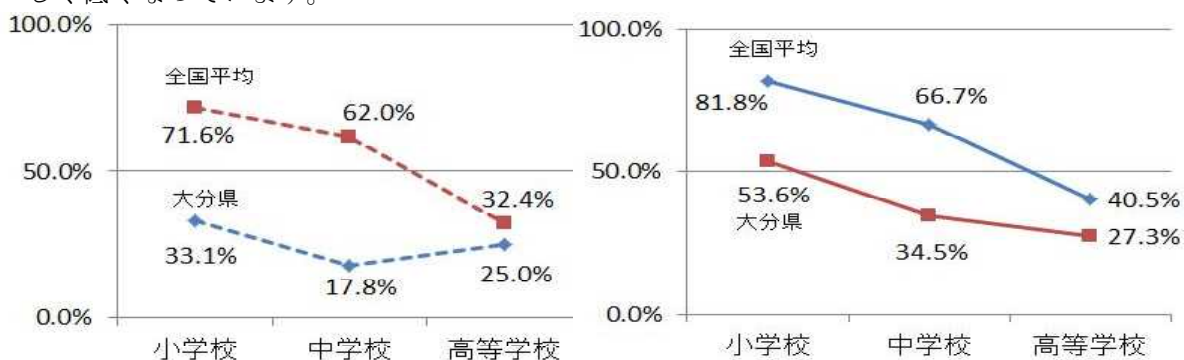
- 新学習指導要領等に基づいた教育課程の改善
 - ・新学習指導要領等の趣旨の周知・徹底
 - ・「カリキュラム・マネジメント研究協議会」（仮称）による教育課程改善の推進

*29 職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて、職務に必要な能力を組織的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって、全体的な業務処理能力や力量を育成する活動のこと

2 全ての教職員が学べる機会の確保

(1) 現状と課題

平成28年度特別支援教育体制整備状況調査（文部科学省）では、本県における小・中学校等の通常の学級及び高等学校での「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成状況は著しく低くなっています。



【図22:H28個別の教育支援計画作成率（通常の学級）】 【図23:H28個別の指導計画作成率（通常の学級）】

一方、平成27年度同調査（平成28年度同内容実施されず）によると、県内教員の特別支援教育に関する研修受講状況は全国値を上回っています。

平成25年度より3箇年実施した幼稚園、小・中学校、高等学校の全教職員を対象にした年間6回の特別支援教育基礎研修の成果が現れているものと思われます。

特別支援教育に関する 研修の受講状況(H27)	受講率	
	全国	大分県
幼稚園(公立)	89%	91%
小学校	87%	92%
中学校	77%	87%
高等学校(公立)	71%	77%

【表15:研修の受講状況（H27）】

また、平成28年度の巡回相談は3,108件であり、小・中学校等、高等学校からの相談は2,413件でした。そのうち、1,955件（81%）が通常の学級や高等学校からの相談でした。

特別支援学校からの小・中学校等、高等学校への巡回相談の内容は「指導方法」「校内支援体制」「家庭との連携」に関するものが、総相談件数の61%（4,480件：複数回答可）であり、直面する児童生徒に関する課題への対応が多く、指導のよりどころとなる「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に関する相談は、全体の2%でした。

「障がいに対する指導方法を、家庭と連携しながら、校内で共通理解し、組織的に対応すること」が小・中学校等、高等学校の課題となっていますが、推進役となる小・中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーターが、必要な専門性を十分には備えているとは言い難く、そのため特別支援学校の巡回相談を利用しているとも考えられます。特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図る必要があります。

また、小・中学校等、高等学校の教員は、障がいに関する基礎的な知識を理解しているものの、個々の児童生徒の特性に応じた指導方法や配慮事項の設定に苦慮しています。基礎的な研修の次のステップである実践的研修等、教員の個別のニーズにあわせた研修が必要です。しかし、特別支援教育に関する研修を行う教育機関が限られている実態から、全教職員に及ばないという現状があり、より多くの教職員が活用できる研修の工夫が必要です。

(2) 今後の計画

◆課題1 幼稚園、小・中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーターへの研修

各園、学校の特別支援教育を中心的に推進する役割を担う「特別支援教育コーディネーター」が受講しやすく、質の高い研修を提供します。

- 幼稚園、小・中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象にしたエリア別集合研修の実施

◆課題2 高度で実践的な研修の充実と研修を担う機関の明確化

理論的な内容を知識として学ぶだけでなく、実践的な研修を構築します。
また、困ったときにニーズに合わせて相談できる環境の整備を行います。

- 教育実習の実績が豊富で、研究機関の機能を有する大分大学教育学部附属特別支援学校における体験的研修の実施
- 県教育センターの研修内容の高度化と相談機能の強化

◆課題3 特別支援教育に関する情報の一元化と提供

県教育センター特別支援教育部や教育庁特別支援教育課等が実施した研修の資料を、より多くの情報を必要とする教職員が共有できるシステムを構築します。

- 研修動画やeラーニング、各種研修資料のデータベース化による、必要な情報を、欲しいときに学ぶことができる情報ネットワークの構築

●学校教育法施行令第22条の3

法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

第三次大分県特別支援教育推進計画（案）

平成29年11月発行

編 集 大分県教育庁特別支援教育課

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

TEL : 097 (506) 5545

FAX : 097 (506) 1795
